

札幌医第 60843-1 号  
令和 2 年（2020 年）9 月 23 日

精神科救急医療機関 管理者 様

札幌市保健福祉局医務監 矢野 公一

**札幌市新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・  
小児医療機関の院内感染防止対策に係る補助金について（御案内）**

日頃より、本市の保健医療行政の推進に特段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち、実施要綱 3-18「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の実施にあたり、本市において、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策に係る補助金交付要綱」を策定いたしました。

つきましては、本事業の趣旨を御理解いただき補助金を申請される場合、下記のとおり関係書類を提出していただきますようお願い申し上げます。

なお、本市では、8 月末から申請受付を開始しておりますが、精神科救急医療機関についても当該事業の対象となるか、北海道から国への確認に時間を要したことから、皆様への御案内が遅れましたことをお詫び申し上げます。

記

1 交付事業名

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策に係る補助金

2 交付対象者

救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等

3 申請にあたっての留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち、実施要綱 3-19「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の支援金支給事業と重複して補助を受けることはできないこと。
- (2) 本事業を実施する医療機関のリストは、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として、道内患者の受入れを調整する機能を有する組織・部門及び消防機関に共有されること。

- (3) 救急隊から疑い患者の受入要請があった場合には、一時的にでも当該者を受け入れる医療機関であること。ただし、受入患者の入院加療が必要と判断された場合、受入医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

#### 4 提出書類（申請時）

- (1) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策に係る補助金交付申請書（様式1）  
(2) 感染疑い患者受入医療機関設備整備計画書（様式2）  
(3) 支援金支給事業交付申請書（様式3）  
(4) その他参考となるべき書類（商品カタログ、費用見積の写し等）

※ その他様式は、札幌市ホームページに掲載しております。

[http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/2/khskk\\_i.html](http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/2/khskk_i.html)

上記ホームページが御覧いただけない場合は下記の担当窓口までお問い合わせください。

#### 5 提出期限

令和2年11月30日（月曜日）【必着】

※ 最終提出日を上記のとおりを設定しておりますが、早期の医療提供体制確保に向け、計画策定いただき次第早めに御提出くださいますよう、何卒御協力のほど、お願い申し上げます。

#### 6 提出方法及び提出先

郵送により下記まで御提出ください。

#### 7 送付書類

- (1) 支援概要・Q&A集  
(2) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策に係る補助金交付要綱  
(3) 申請書類（様式1～3）及び記載例  
(4) 北海道からの通知文

【担当】 〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目WEST19 5階  
札幌市保健所医療政策課医療提供体制構築班

電話：011-633-0738

FAX：011-622-5168

メール：iryouseisaku@city.sapporo.jp